

＜PFOS・PFOA に関するQ&A集＞

Q1 PFOS・PFOA とは？

⇒ PFAS(有機フッ素化合物)の一種である PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス)・PFOA(ペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア)は、過去、様々な用途で使用されており、具体的には、PFOS は半導体反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA はフッ素コーティング、界面活性剤などに使われてきました。

Q2 地下水など水環境の「要監視項目」とはどういうものですか。

⇒ 要監視項目とは、国が「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引続き知見の集積に努めるべきもの」として設定したものです。環境省は、令和 2 年 5 月 28 日に、PFOS 及び PFOA を人の健康の保護に関する「要監視項目」に追加し、暫定的指針値を 50ng/L 以下(PFOS 及び PFOA の合計値)に設定しています。

Q3 暫定指針値(50ng/L)はどのように決められた数値ですか。

⇒ 国の食品安全委員会において算出された PFOS・PFOA の耐容一日摂取量(TDI)(この値未満であれば、ヒトが一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される量)である 20ng/kg 体重/日を根拠に決められています。これをもとに、体重 50kg の人が、一生涯にわたって毎日 2 リットル飲用したとしても、人の健康に悪影響が生じないと量として暫定指針値が設定されています。

Q4 水道水を飲用しても大丈夫ですか。

⇒ 姫路市では令和 2 年度から 23 浄水場の水道原水 28 か所及び水道供給水 41 か所の PFOS 及び PFOA の調査を年 4 回実施しており、これまで暫定目標値である 50ng/L を下回っていることを確認しているので、安心して水道水をお飲み下さい。

Q5 暫定指針値を超過している井戸水を畑などで利用しても大丈夫ですか。

⇒ 水から農作物への移行等についての詳細な知見は分かりませんが、国の食品安全委員会が発表した食品健康影響評価書では「通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される程度の PFOS 及び PFOA では、著しい健康影響が生じる状況にないものと考える。」とされています。

Q6 農畜水産物にふくまれる PFAS に関してどのような調査・研究が行われていますか？

⇒ 農林水産省では、令和 3 年～4 年度に水産物中の PFOS・PFOA の含有実態調査を実施したほか、令和 6 年度には国産の畜産水産物を対象に食品中の PFAS の含有実態調査を実施しています。

このほか、令和 5 年～9 年度に農地土壌や農業用水、食品中の PFAS の一斉分析法の開発、農業環境から農産物への移行、蓄積等に関する研究を進めています。

Q7 PFOS・PFOAは、体内に残り続けますか？

⇒ 徐々に体外に排泄されていきます。PFOS・PFOA は代謝されにくいものですが、消化管から体内に吸収され、その後ゆつくりではありますが、体内から排泄されていくと考えられるため、身体に残り続けるものではなく、摂取量が減ると体内濃度は下がります。

Q8 PFOS・PFOAを摂取すると健康に影響はありますか？

⇒ 国際的にも科学的な知見が不十分です。国においても、引き続き毒性評価の情報収集、検出状況の把握を進めることとしています。

なお、環境省が作成した「PFOS、PFOA に関する Q&A(令和 5 年 7 月)」によると、国内において、PFOS・PFOA の摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていません。

Q9 今後、環境中のPFOS・PFOAは増えますか？

⇒ 環境中への放出による汚染を防止する目的で、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」の第一種特定化学物質に指定されており、PFOS・PFOA はいずれも製造、輸入が原則禁止されております。また、環境省の調査によると、河川や大気中の濃度も年々減少傾向にあります。

Q10 身の回りで気をつけるべきことはありますか？

⇒ 身の回りの製品については特段心配するようなことはありません。フライパンや撥水スプレー等の身の回りの製品には、フッ素コートされたものやフッ素系撥水剤を用いたものがありますが、これらに用いられるフッ素樹脂は、PFOS・PFOA とは別の物質です。

Q11 家庭用消火器にPFOS・PFOAは含まれていますか？

⇒ 家庭用消火器には含まれておりません。業務用消火器の一部については過去に使用されたことがあります。現在は、ほとんど流通しておりません。